

夢さぽーと通信

Vol. 83
2023年
“春号”



LLC 夢サポート IT 三島労務管理事務所 〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-1-1 堺筋千島ビル804号
TEL: 06-6209-4161 FAX: 06-6209-4162 E-mail: office@yume-it.biz HP: http://www.yume-it.biz

—News Topics—

- 春は自然を楽しみましょう P1
- おしえてQ&Aシリーズ (39)「賃金の返還に関するあれこれ」 P2
- 障害者雇用率制度が段階的に改正されます P4
- サラリーマンが70歳まで勤めると、年金はどうなるの? P5
- 「6日間周遊パスで 北海道旅行記」(寄稿: 特定社会保険労務士 和田 満 さん) P6



春は自然を楽しみましょう

特定社会保険労務士

キャリアコンサルタント 三島 佐智

3月はWBCで日本中が盛り上がりましたね。観戦を通して感じた「不撓不屈(ふとうふくつ)」の精神から、沢山の勇気をもらいました。大谷 vs トラウトのドラマチックな場面にも遭遇し、魅了されたひととき。どちらが勝者になっても素晴らしいと感じるほどの、最高の精神性に触れることができたのではないかと思います。

そして、4月になり、草花の芽が芽吹き始め春の到来を実感するようになりました。我が家の庭にも、草花がにぎわいを見せ始めています。ヒヤシンス、カタバミ、オキザリス、カザニア、スズラン、ほとけの座等…、控えめに咲く草花が、太陽に向かって一生懸命顔(*'▽')を上げています。

かつての昭和天皇が「雑草という草はない」「どんな植物でも、みな名前があって、それぞれ自分の好きな場所で生を営んでいる」と仰ったように、雑草と思っていた草にも目をやると、そこにも小さな花を咲かせていることに気がつき、抜こうとしていた手を止めてしまいました。

また、これから咲こうとしているチューリップは、昨年末にいただいたものをプランターに植えたものですが、最近急に背が伸びてきました。花も葉もシンプルで美しく、私の大好きな花の一つです。チューリップは、16世紀に原産地のトルコからヨーロッパに伝わって、オランダ中品に品種改良され、現在では6千以上の品種が国際登録リストに登録されており、その(チューリップ全般の)花言葉は「思いやり」で、色ごとに花言葉があり、赤は「愛の告白」。ピンクは「誠実な愛」紫は「不滅の愛」だそうです。

私達は自然の生き物にも癒され、力づけられます。

忙しい毎日ですが、ひと時でも季節の移り変わりを味わい、英気を養いたいと思います。



本シリーズでは、日頃弊所に寄せられる質問の中から、皆様にもお伝えしたい内容を整理して、ご紹介しています。

おしえてQ&Aシリーズ… 39

「賃金の返還に関するあれこれ」



当社では、資格取得を奨励しており、一定の資格を取得した者には一時金（資格に応じて10万円～20万円）としての奨励金と月例の資格手当を支給する制度を設けていますが、最近、資格取得後に短期間で退職してしまう者が多いため、資格取得後一定期間内に退職した場合、（資格手当はともかく）せめて奨励金だけでも返還させる制度に変更してはどうかとの声が社内で上がりました。

このような、一度支給したものを一定の条件を付けて返還させる制度とすることは、法的に問題ないのでしょうか。



そのような制度は労働基準法違反に当たる可能性が非常に高いと言えます。

(1) 資格取得時に支給する奨励金は「賃金」か

労働基準法第11条において、「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と定められており、また、行政解釈によって「退職金、結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金等の恩恵的給付は原則として賃金とみなさないこと。但し退職金、結婚手当等であつて労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件の明確なものはこの限りでないこと（昭和22年9月13日発基17号）」とされています。

つまり、仮に恩恵的な一時金であっても、それが就業規則等により制度化されたものであれば、労働基準法上の「賃金」に当たるということになり、これに照らせば、今回のケースのような奨励金は「賃金」ということとなります。

(2) 一定の条件を付して奨励金（賃金）を返還させる制度は有効か

一度支払った賃金は（本来支払う必要がなかった過払い賃金等を返還してもらう場合は別として）当然に労働者のものですので、それに対して一定の条件を付した返還制度を設けるということは、「労働契約の不履行に対する違約金の設定（例えば、入社後最低2年は勤務することとし、勤続2年未満で退職する場合は会社に50万円を支払うことといった労働条件を定めることがまさにこれに当たります）」と解される可能性が非常に高いと言えます。

そして、そうした違約金の設定は労働者の足留めに利用され身分拘束に繋がることから、労働基準法第16条において「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」として禁止されており、以上のことから、今回のケースのような返還制度を設けることは労働基準法に違反する可能性が非常に高いということとなります。

※類似のケースとして、「研修・留学・実習終了後、一定期間勤務すること」等の一定の条件を付した研修費や留学費、実習費等の返還が争われた判例・裁判例においても、学費・講習料・渡航費等の「実費」と認められる部分の返還については場合によって認められることはあっても、名称の如何に関わらず実質的に「賃金」と判断された部分（例えば、研修・実習・留学期間中に支給された賃金に相当する生活費部分等）の返還まで認められたケースは、基本的にありません。

余談となりますが、以上のことから、例えば入社時に支給する一時金（サインングボーナス）や住宅取得の補助・支援金等、名称の如何に関わらず、仮にそれが制度化されている等の理由により実質的に「賃金」と判断されるものである場合、基本的には、一度支給したものについて、勤続期間等の一定の条件を付して返還を求めることは出来ないと考えるのが安全です。



当社では、今度、社員に会社名義のクレジットカードを持たせることを検討しており、その場合、故意や過失により（私的な物品の購入等の）不適切な使用をされるケースも想定されます。

そこで、そうしたケースに備えて、あらかじめクレジットカードの不適切な使用があった場合、その分（私的に使用された部分等）を給与から控除して支払う制度を設けておきたいと考えていますが、このような制度は法的に問題ないでしょうか。



そのような制度は労働基準法違反に当たる可能性が非常に高いと言えます。

(1) 賃金の全額払いの原則

まず、労働基準法第24条において「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と定められており、原則として使用者が賃金から勝手な控除を行うことは認められていません（賃金の全額払いの原則）が、一方で、①法令に別段の定めがある場合（所得税・住民税、社会保険料等）、②就業規則を整備（制度化）した上で労使協定（24条協定）を締結した場合は、例外的に賃金の一部を控除して支払うことも認められています。

ただ、この②については、労使協定さえ締結すれば無制限な控除が認められるというものではなく、行政解釈により「購買代金、社宅、寮その他の福利厚生施設の費用、労務用物資の代金、組合費等、事理明白なものについてのみ、法第三六条の時間外労働と同様の労使の協定によって賃金から控除することを認める趣旨であること（昭和27年9月20日基発第675号）」と示されており、今回のケースのようなクレジットカードの不適切使用（民法709条：不法行為あるいは民法703条：不当利得）に対する損害賠償・不当利得の返還債務については、具体的な内容（金額等）さえ不確かなものであり、これを労使協定に基づく控除対象とすることは出来ないと考えられます（松本労働基準監督署発行の労働条件問題事例集においても、「損害賠償額は裁判等で負担額を決めるものであり、事理明白なものとは通常言えません」と示されています）。

(2) クレジットカードの不適切使用分と賃金の同意に基づく相殺

それでは、今回のようなケースの場合に、クレジットカードの不適切使用分を賃金から差し引いて支払うことが一切できないかというところではなく、最高裁判例において「労働者がその自由な意思に基づき右相殺に同意した場合においては、右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、右同意を得てした相殺は労基法24条1項に違反するものとはいえない（日新製鋼事件：平成2年11月26日最高裁第二小法廷判決）」と示されており、つまり労働者の同意があれば、そのような支払いが例外的に認められるとされています。

ただし、上記の最高裁判例は、あくまですでに発生している特定の債務に対する個別の同意による相殺というケースに対して示された判断であって、このような相殺の同意を包括的な「相殺予約」という形であらかじめ雇用契約に定めておくことまで有効と示したものではありません。こうした包括的な相殺予約に関しては、最高裁において直接判断が示されたものはなく、地裁・高裁レベルにおいては有効と示されたもの（東京保健生活協同組合事件：昭和47年1月27日東京地方裁判所判決）もありますが、一方で「使用者が、労働者に対する事実上の力関係を背景として、労働者に相殺予約の締結を強要することにより、労働者の保護を図るという前記の法の趣旨を没却する結果となることもあり得る」として無効と示されたもの（大光事件：平成2年12月10日東京高等裁判所判決）もあり安定していません（つまり、雇用契約締結時に相殺予約条項を盛り込んだとしても、紛争になった際には無効と判断される危険性があるということです）。

以上のことから、今回のようなケースの場合、賃金の支払いとは別に本人からクレジットカードの不適切使用分を直接会社に支払ってもらうのが最も安全であり、仮に賃金と相殺する場合は、その都度個別に合意を取った上で慎重に進めて頂くのが良いかと思います。

障害者雇用率制度が段階的に改正されます

従来より、一定規模以上の企業に対しては障害者の雇用が義務付けられており、雇用が義務付けられる企業の規模及び雇用しなければならぬ障害者の人数（法定雇用障害者数）については、「法定雇用率（現在は2.3%）」を基準に算出されますが、この法定雇用率について段階的に引き上げとなることが決定（政令及び省令の改正：令和5年3月1日公布）されました。

また、これに先立って昨年（令和4年）の臨時国会で12月10日に障害者雇用促進法の改正が成立し、精神障害者の算定特例の延長や除外率の引き下げ等の改正が行われましたので、障害者雇用率制度に関するこれらの改正点の概要をお伝えします。

◇ 障害者雇用率制度の改正点

(1) 法定雇用率の引き上げ（令和6年4月及び令和8年7月より変更）

法定雇用障害者数は、「(所定労働時間週30時間以上の常用労働者数+所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者×0.5)」で算出された対象事業主の企業規模に法定雇用率を乗じて算出されますが、この法定雇用率が段階的に引き上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

例：37.5人×法定雇用率2.7%=1.0125→小数点以下切り捨て→法定雇用障害者数1人

(2) 除外率の引き下げ（令和7年4月より変更）

特定の業種については、上記(1)の計算式で算出された対象事業主の企業規模から、一定の除外率に基づいて算出された除外数を差し引いて法定雇用障害者数の算出する軽減措置が設けられていますが、この除外率が引き下げられます（現在、除外率が10%以下業種については、除外率の適用が廃止となります）。

対象事業	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15% → 5%
建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業（信書便事業を含む。）	20% → 10%
港湾運送業	25% → 15%
鉄道業・医療業・高等教育機関	30% → 20%
林業（狩猟業を除く。）	35% → 25%
金属鉱業・児童福祉事業	40% → 30%
特殊教育諸学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45% → 35%
石炭・亜炭鉱業	50% → 40%
道路旅客運送業・小学校	55% → 45%
幼稚園	60% → 50%
船員等による船舶運航等の事業	80% → 70%

例：37.5人×20%（鉄鋼業の場合）=7.5→小数点以下切り捨て→除外数7
 (37.5人-除外数7)×法定雇用率2.7%=0.8235→小数点以下切り捨て→法定雇用障害者数0人

(3) 精神障害者の算定特例の延長及び要件緩和（令和5年4月より）

平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、短時間（所定労働時間週20時間以上30時間未満の）の精神障害者について通常0.5人とカウントするところ、新規雇入れまたは手帳取得から3年間に限り1人としてカウントするという特例が、令和5年3月までの時限措置として設けられていましたが、この特例について、令和5年4月以降も当分の間、要件緩和（3年間の期間限定を廃止）した上で延長されることになりました。

(4) 所定労働時間週20時間未満で雇用している障害者の雇用人数への算入（令和6年4月より）

従来、所定労働時間週20時間未満で雇用している障害者については、障害者雇用率制度において全て0人とカウントされていましたが（つまり、雇用していないのと同じ扱いです。）、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、0.5人としてカウントし雇用人数に参入されることとなりました。

※法定雇用障害者数を満たせない場合に課される障害者雇用納付金の対象となる企業については、従来通り100人を超える（100.5人以上）企業であり、この点については変更ありません。



サラリーマンが70歳まで勤めると、年金はどうなるの？

高齢者雇用安定法では、個々の労働者の特性やニーズを踏まえ70歳までの就業機会の確保について多様な選択肢を設け、事業主の努力義務等を定めています。これにあわせ、老後の資金である公的年金制度についても、サラリーマンの働き方や家族構成にあわせた受給方法を選べるようになっていきます。

ここではサラリーマンである皆さんが70歳まで勤めた場合、公的年金制度がどうなるのかを、【図1】にそって説明します。節目年齢毎の注意事項を**チェック**☑しておきましょう。

① 60歳になると、正社員から嘱託社員へ再雇用

退職金を受け取り、新たに嘱託社員として再雇用となるケースが多い。

- ✓ 再雇用に伴い給与が減額された場合、「高齢雇用継続給付」（雇用保険制度から給付される給与減額を補填する制度）が受給できる。
- ✓ 「特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）」が受給できる人は、「在職老齢年金（本人の年金月額と総報酬月額相当額が48万円（令和5年度支給停止調整額）を超えると年金額が一部又は全部支給停止される。）」の受給となり、この状態は65歳まで続く。

② 65歳になると

厚生年金から「老齢厚生年金」と「経過的加算」が、国民年金から「老齢基礎年金」が支給されるようになる。また、一定の条件を満たす65歳未満の配偶者がいると、老齢厚生年金に「配偶者加給年金」が加算される。

- ✓ 65歳以降も、「在職老齢年金」の受給が続くが、年金を繰下げ請求したとしても、支給停止となった年金は戻ってこない。
- ✓ 老齢厚生年金を繰下げ請求すると「配偶者加給年金が支給停止」となる。配偶者加給年金を受給したい場合は、「老齢基礎年金」だけを繰下げ請求する、という方法もある。
- ✓ 第3号被保険者となっている配偶者がいる場合は、あなたが65歳になると【第3号被保険者】から【第1号被保険者】へ切り替える必要がある。（第1号被保険者として国民年金に加入。令和5年度の保険料：¥16,520円/月）

③ 65歳以降70歳までの間

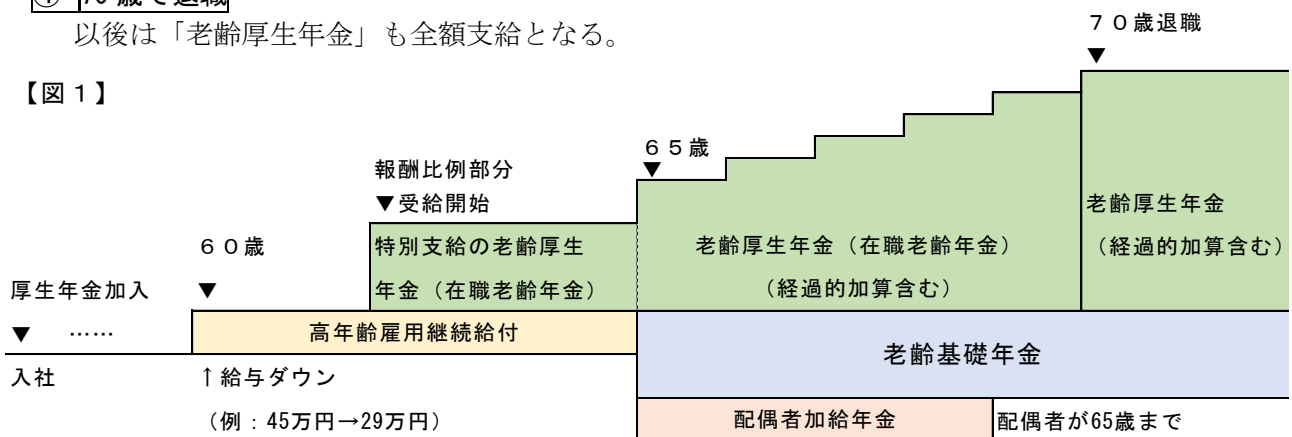
65歳以降加入した厚生年金は、毎年1回10月に増額改定されるようになる。

- ✓ 「老齢厚生年金」は在職老齢年金の対象となるが、「経過的加算」と「老齢基礎年金」は報酬額に関わらず全額支給される。

④ 70歳で退職

以後は「老齢厚生年金」も全額支給となる。

【図1】





「6日間周遊パスで 北海道旅行記」

和田社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 和田 満 さん

1月8日から13日までHOKKAIDO LOVE! 6日間周遊パス(12,000円、期間限定で発売されていたJR北海道全線の特急自由席が6日間乗り放題)を使って、北海道各地を周遊して来ました。旅行の主な目的は、乗り鉄をしながら廃止になる車両の乗り納め、廃止になりそうな駅巡りをして、駅弁や駅そばを味わい、日帰り温泉へ行くことです。

8日は自宅を4時半に出発。飛行機からは北アルプスの山々、岩木山の山麓、津軽海峡から函館山、函館市街などが見えて良かったです。長万部駅で「でんぷんせんべい」を購入後、北海道新幹線が開業すると廃駅になる熱帯(ねっふ)駅へ行って来ました。

9日は、宗谷本線の廃止になりそうな駅巡りをしてから、せいわ温泉ルオントの豪雪風呂に入浴。丸い露天風呂の周囲に2mぐらいの雪の壁ができていて、風呂の中から見上げる白樺林の上の青い空を流れる雲が美しく贅沢な時間となりました。

10日は、令和5年3月で引退するキハ183の乗り納めをするため、札幌656のオホーツク1号(復刻塗装)に乗って、網走まで行き、滞在7分で大雪4号(復刻塗装の1号車最前列のかぶりつきシートを確保)で札幌へ戻ってから、また、旭川まで行き、札幌へ戻りました(好きな列車から雄大な景色を眺めているだけで楽しい)。

11日は、札幌648のおおぞら1号で釧路まで行き、厚岸湾の美しい景色を眺めてから浜中駅で下車。浜中町はルパン三世で有名なモンキーパンチさんの出身地なので、駅舎のあちこちにルパン三世のキャラクターが描かれていて楽しめました。

釧路駅で買った姫ししゃもを肴にして、帯広に向かっていたら、エゾシカと衝突(割とよくあるが、今回の旅では唯一)しましたが、JR職員は手慣れたもので、わずかに約7分で安全確認が済んで運転再開。帯広で全国的にも珍しいモール泉に入浴して旅の疲れを癒し、帯広駅で加熱式駅弁「ぶた八の炭焼あったか豚どん」を購入して、札幌へ向かう車中で、冷たいビールと熱々な豚どんを味わうことができ、列車旅の良さを再認識しました。

12日は、令和5年3月末で石狩沼田と留萌の間が廃線になる留萌本線の留萌駅へ行き、名物駅そばのにしんそばを味わってから、バスでオロロンラインを北上して、豊富温泉ふれあいセンターへ行きました。豊富温泉は世界でも珍しい油分を含んだやさしいお湯(大正時代に石油の試掘をしたら、噴出。アトピー性皮膚炎の湯治客が多いようです。)ということで、独特の油臭がするお湯で冷えた身体を温めました。



13日は、早朝から小樽へ行き、旧手宮線跡や小樽運河から眺めた日の出が良かったです。真っ白な羊蹄山は気高さを感じるほどの美しさでした。ニセコ駅前温泉・綺羅乃湯に入浴後、目名駅(ログハウス調の駅舎、駅ノート7冊あり)に到着して、北海道新幹線開業時に廃線になる長万部→小樽間の全駅乗下車を達成しました。1日に列車が3本しかない区間があり大変でしたが、少しずつつぶしていき、ようやく達成となり感慨無量でした。

ちなみに、今回のJR北海道の旅を通常料金で行くと合計120,060円かかります。そんなことで、購入したフリー切符の10倍以上も乗ってきたという旅行記を終わります。

和田先生は、全国の鉄道(JR・私鉄・地下鉄・路面電車・モノレール)全路線乗車を達成した乗り鉄社労士さんです。6年前に、山城100名城の攻略記事を掲載していただきましたが、今回は、北海道旅行記となりました♪